

○美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（広告放送依頼等）

第 20 条 条例第 19 条第 1 項の規定により広告を放送しようとする者（以下「広告放送依頼者」という。）は、美作市ケーブルテレビ広告放送承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、広告放送依頼者は、放送しようとする広告を次に掲げる規格等により提出し、その内容の審査を受けなければならない。

- (1) 動画放送 サイズは、16：9（HD）で、データ容量は 200 メガバイト以下とし、HDV、MPEG 又は MXF によるフォーマットを原則とし、完成パッケージにより提出するものとする。
- (2) 静止画放送は、横 1920 ピクセル×縦 1080 ピクセル（16：9）とし、データ容量は 500 キロバイト以下とし、電子媒体により提出するものとする。

- 2 前項の広告の著作権その他の権利処理は、広告放送依頼者が行わなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の申請書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、放送の期間又は日時及び回数を決定し、美作市ケーブルテレビ広告放送承認通知書（様式第 15 号）により放送を承認するものとする。
- 4 前項の内容審査は、別に定める美作市広告掲載審査委員会において行うものとする。

（広告放送使用料の納付及び放送回数等）

第 21 条 条例第 19 条第 3 項に規定する使用料は、市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- 2 第 9 条及び第 10 条の規定は、前項の使用料の徴収について準用する。この場合において、第 10 条中「加入者」とあるのは「広告放送の承認を受けた者」と読み替えるものとする。
- 3 条例 19 条第 3 項に規定する別表第 2 に定める 1 日あたりの広告放送回数は、平日で 7 回とするが、休日や災害等やむを得ない場合には広告放送回数は変動するものとする。ただし、1 日に 1 回も広告放送が配信できない場合には、使用料金は無料とする。

（広告放送使用料の免除）

第 22 条 条例第 19 条第 3 項ただし書の規定により使用料の免除を受けようとする者は、美作市ケーブルテレビ広告放送使用料免除申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により市長が公益上特に必要があるものとして使用料の免除を認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 国、県その他の公共機関が行う事務事業に関する広告を放送する場合
- (2) 公共的団体が行う公益事業に関する広告を放送する場合

- 2 市長は、前項の申請書を受理し、広告放送使用料の免除を決定したときは、美作市ケーブルテレビ広告放送使用料免除通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。